

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会調査報告書（概要）

1 委員会の設置・運営等

(1) 設置

平成17年6月定例会（平成17年7月4日の本会議で設置決議案を可決）

(2) 法的根拠等

地方自治法第98条第1項に基づく検査及び同法第100条第1項に基づく調査を行う。

(3) 調査事項

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項

「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

(4) 委員会の実施状況等

委員会の開催回数 30回（H17.7.15～H18.2.27）

証人尋問者数 延 69人（実人数 45人）

請求記録数 179件

2 調査結果

(1) 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項

田中知事が、平成14年12月25日に県下水道公社改革の検討を指示して以降、県では県内業者を優先した流域下水道維持管理業務の入札改革を実施している。

田中知事は、平成14年12月9日に名刺営業の禁止を表明しているが、当時の知事後援会幹部（下水道の維持管理業務を行う法人の役員）を、政策秘書室（現在の経営戦略局）等に自由に、頻繁に出入りさせていたことは、一般の県民ではあり得なかったことであり、知事後援会の幹部であることを理由にした特別な扱いであった。

知事後援会幹部が役員を務める法人は、平成15年度及び平成16年度は流域下水道維持管理の下請業務に参入し、平成17年度には元請業者となっているが、このことは、知事後援会幹部の地位を利用し、県の入札制度などを自らの都合のよい方向にリードし、結果として自らが役員を務める法人が県の流域下水道維持管理業務に参入することを実現させ、関係する法人の利益を導いたことにほかならない。

このような一連の行為は、県民から選ばれた知事として県民の信頼を裏切る行為であり、道義的に重大な責任があると言わざるを得ない。

(2) 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

平成15年10月に「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求が行われているが、この際に土木部下水道課内で保管していた文書は、県情報公開条例第2条第2項に規定する「公文書」である。

この公文書の原本及び写しは、当時の経営戦略局参事の指示を受けた下水道課長が「私的なメモ」として破棄したことは明らかである。

当該公文書の内容を見ると、知事後援会幹部が知事の威光を背景として働き掛け等を行っていた事実が記載されていることから、知事をはじめとした関係者が、公文書と知りながら「当該文書を不存在としなければならない」と判断せざるを得ない内容の文書であったと考える。

本委員会は、関係する証人の証言及び提出された記録等の詳細を検討したが、田中知事からの「公開しない方向で調整せよ」という直接の指示の有無について確認することはできなかった。

しかし、記録として提出された電子メールの内容を見れば、早い時点で、田中知事は「下水道関係の働き掛けに関する文書」が存在していることや、「公文書の破棄」などの状況を報告するメールを受信しているにもかかわらず、「破棄は不味いよね。」等のメールを関係職員に発信するのみであり、公文書不存在決定を行うことを是認する結果となった。

田中知事は、これらの重要な事実を知り得た段階で、公文書の破棄を中止する等の適切な指示を行っていれば、当該公文書を公開することもできたはずである。

これは、県の統轄者としての責務を放棄していることでもあり、県職員が公文書の破棄行為を実行しようとする行動を容認していたものである。

(3) 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

ア 懇談会等に対する知事後援会の関与及び費用負担について

知事後援会がチェック機能もなく無条件で、田中知事が支払った費用を支出しており、知事的意思によって知事後援会の会計支出が行われていた可能性が高く、知事後援会の会計は、知事の「財布的」存在であった。

知事後援会が懇談会等の費用負担を行ったことは、田中知事の「公私混同」とも言える県政運営の姿勢を示すものであり、このような姿勢が結果として審議会等の信用失墜を招き、県や懇談会等に出席した当事者の信用を失わせる結果となった。

その原因を生み出した行政の最高責任者としての田中知事の責任は問われるべきものである。

イ 稲荷山養護学校改築事業における知事後援会関係者の働き掛けについて

稲荷山養護学校改築事業が木造化に方針が変更される課程において、知事後援会の関係者が、その地位を利用し、政策の決定に大きくかかわった。

田中知事は、実施設計業務委託を予定した業者が受注できるように、プロポーザル審査委員会の委員を選任した結果、自らの意思のとおりの業者が選定された。

その結果、知事後援会の関係者等がその地位を利用して、稲荷山養護学校改築事業に使用する材木の加工等に関係し、利益を得ることができた。

ウ 「おはなしばけっと号」のデザイン変更について

アトラクション自動車「おはなしばけっと」架装等委託業務の車体デザイン等について、田中知事は、自らと親交があるデザイナーにデザインを依頼するよう、県教育委員会に指示を行った。

車体デザイン等の変更に係る田中知事の指示等は、アドバイス、助言等を超えた関与であり、適正な契約手続きにより作業を進めていたアトラクション自動車「おはなしばけっと」架装等委託業務への不当な介入であると考えられ、ひいては県の入札制度に対する信頼を大きく損なう結果となった。

車体デザイン等の変更については、田中知事や教育委員会等が組織的に関与しており、田中知事に関係する政治団体の関係者の仲介も明らかとなったことから、この問題に関する県の意思決定の不透明さに疑念を持つものである。

(4) 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

住民基本台帳ネットワークシステムの第一次侵入実験は、地方自治法及び財務規則が求める契約手続きを完了することなく行われた行為である。

業務委託契約に係る仕様書は、非常に漠然としたもので、見積りもできないレベルのものであることが明らかであり、業務委託契約の相手方と打合せをする中で具体的な契約額も確定されたものと推測することができる。

住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験は、法令遵守を指導監督すべき立場にある知事及び部課長級職員を中心とする県組織が、組織的かつ意図的に法令等を無視した行為を行い、県民の県政への信頼を失墜させた問題である。

3 偽証等の認定

(1) 出頭拒否に係る認定

本委員会が証人尋問を行うため出頭要求した元経営戦略局参事が、公務を理由として出頭しなかった件について、出頭拒否には、地方自治法第100条第3項に規定する「正当な理由」がないことを賛成多数で認定した。

(2) 記録提出拒否に係る認定

本委員会が「個人使用の手帳の写し及び個人使用の手帳の実物」の記録請求を行った元経営戦略局参事が、マスキングした状態の個人使用の手帳の写し及び実物を提出した件について、記録提出が事実上、拒否されたことであることから、地方自治法第100条第3項に規定する「正当な理由」がなく記録を提出しなかったことを賛成多数で認定した。

(3) 偽証に係る認定

下水道公社改革の開始時期に係る偽証

田中知事は、平成14年12月25日に自らが指示を行った「下水道公社改革の方向」という文書に関する尋問に対して、「下水道事業の改革は土木部も含めた全庁的な

共通認識である。」等の証言を行った。

しかし、複数の証人の証言によれば、「下水道公社改革の方向」という文書によって公社の改革がスタートしたものであることを証言しているため、この点について、地方自治法第100条第7項に規定する「虚偽の陳述」に該当するものとして、賛成多数で認定した。

下水道公社改革の検討過程に係る偽証

元県土木部下水道課長は、平成15年9月定例会終了後、知事後援会幹部が下水道課長と同行して公社専務理事と面談したことに係る尋問に対して、「県内企業優先の入札に関し、公社専務理事はやむを得ないという回答をした記憶がある。」等の証言を行った。

しかし、元下水道公社専務理事は、「下水道公社では、技術協力の話はなかった。」等の証言を行い、公社の機能、公社の技術的、人間的な状況等に照らし是認できないものであることから、この点について、地方自治法第100条第7項に規定する「虚偽の陳述」に該当するものとして、賛成多数で認定した。

公文書の認識に係る偽証

元県土木部下水道課長は、「下水道関係の働き掛けに関する文書」の公文書性に係る認識についての尋問に対して、「私が文書を作成するときから私的メモだと考えており、公社等が作成した文書についても私的メモだという感覚でいた。」と証言した。

しかし、関係する証人の証言によると、当時の下水道課の職員の多くが当該文書は公文書であるという認識を持っていたと考えられるものであり、元県土木部下水道課長においても公文書の認識はあったものと判断できることから、この点について、地方自治法第100条第7項に規定する「虚偽の陳述」に該当するものとして、賛成多数で認定した。

公文書の破棄に係る偽証

田中知事は、「下水道関係の働き掛けに関する文書」を非公開とするよう指示をしたのは事実であるかとの尋問に対して、「それぞれ情報公開請求の担当の人間が判断することであり、私からの指示はない。」と証言した。

しかし、田中知事は、公文書公開請求に関する状況等について、電子メール等により逐一報告を受けていたにもかかわらず、公文書の公開又は破棄を禁ずる等の適切な指示を何ら行っておらず、結果として公文書を破棄するという行動を容認していたものである。

このため、田中知事は部下の破棄行為を容認することにより、言外において、当該公文書を破棄するよう指示を出したものと考えられることから、この点について、地方自治法第100条第7項に規定する「虚偽の陳述」に該当するものとして、賛成多数で認定した。

知事後援会の費用負担に係る偽証

元県経営戦略局参事は、懇談会等に出席した際の費用の支払いに関する尋問に対して、「当然、自己負担をしていくという前提で考えていたが、結果的に個人としての支払いが延びてしまった。」と証言した。

しかし、元県経営戦略局参事は、懇談会の翌日に、「昨日はごちそうになりました。」という電子メールを田中知事あてに送信していることから、知事に費用を支払ってもらったという認識であり、その後、知事後援会が費用負担を行っていたことを知ってから費用の返還を行ったことは事実であるため、この点について、地方自治法第100条第7項に規定する「虚偽の陳述」に該当するものとして、賛成多数で認定した。